

事業所区分	事業種別	給付金額
1 医療機関	(1) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所	20万円 入院病床1床ごとに5万円加算(休床中の病床を除く)
	(2) 薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第11項に規定する薬局	10万円
2 介護保険事業所	(1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第9項に規定する短期入所生活介護、同条第10項に規定する短期入所療養介護、同条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護、同条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第27項に規定する介護老人福祉施設、同条第28項に規定する介護老人保健施設、第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護、同条第8項に規定する介護予防短期入所療養介護及び同条第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホーム及び第29条に規定する有料老人ホーム	(定員17名以下) 15万円 (定員18名以上29名以下) 30万円 (定員30名以上49名以下) 50万円 (定員50名以上79名以下) 80万円 (定員80名以上) 100万円
	(2) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第2項に規定する訪問介護、同条第3項に規定する訪問入浴介護、同条第4項に規定する訪問看護、同条第7項に規定する通所介護、同条第8項に規定する通所リハビリテーション、同条第12項に規定する福祉用具貸与、同条第13項に規定する特定福祉用具販売、同条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護、同条第23項に規定する看護小規模多機能型居宅介護、同条第24項に規定する居宅介護支援、第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護、同条第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション、同条第10項に規定する介護予防福祉用具貸与、同条第11項に規定する特定介護予防福祉用具販売、同条第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護及び同条第16項に規定する介護予防支援	(定員39名以下) 10万円 (定員40名以上) 30万円
3 障害福祉事業所	(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設及び同条第17項に規定する共同生活援助	(定員17名以下) 15万円 (定員18名以上29名以下) 30万円

		(定員30名以上49名以下) 50万円 (定員50名以上79名以下) 80万円 (定員80名以上) 100万円
	(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条各項に規定する障害福祉サービス(ただし、同条第11項に規定する障害者支援施設及び同条第17項に規定する共同生活援助を除く。)及び同法第77条第3項に基づく日中一時支援並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援及び同条第4項に規定する放課後等デイサービス	(定員39名以下) 10万円 (定員40名以上) 30万円
4 児童福祉事業所	(1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園	59万円
	(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所	53万円
	(3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業	9万円
	(4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第10項に規定する小規模保育事業、同条第12項に規定する事業所内保育及び第59条の2第1項に規定する認可外保育	5万円